

宮古市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 宮古市上下水道部

事 業 名 : 浄化槽事業（特定地域生活排水処理事業）

策 定 日 : 平成 29 年 3 月 策定
: 令和 7 年 3 月 改定

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 令和 8 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供用開始後年数)	平成19年度 (17年)	法適(全部適用・ 一 部 適 用) 非 適 の 区 分	法適(全部適用)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	0.08人/ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1区(公共下水道及び集落排水処理整備区域外)		
処 理 基 数	1,570基(令和5年度末現在)		
広域化・共同化・ 最適化 実施状況*1	平成18年9月に浄化槽市整備推進事業計画を決定し、公共下水道、集落排水処理整備区域外は、市が浄化槽の設置及び維持管理を行っています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき、実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用 料体系の概要・ 考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用しており、使用量が増えていくにつれ割増額が増えていく累進性を採用しています。 基本使用料:1,650円(10m ³ まで) 従量使用料:143円/m ³ ～198円/m ³ (10m ³ を超える分:6段階)
---------------------------	--

業務用使用料体系の概要・考え方	基本使用料をベースとした従量制を採用していますが、基本使用料を超えた分は均一単価としています。 公衆浴場 基本使用料:1,650円(10m ³ まで) 従量使用料:88円/m ³ (10m ³ を超える分)				
その他の使用料体系の概要・考え方	臨時汚水 220円(1m ³ につき)				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,080 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和3年度	3,519 円
	令和4年度	3,080 円		令和4年度	3,516 円
	令和5年度	3,080 円		令和5年度	3,202 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	9名(損益勘定所属職員6名、資本勘定所属職員3名)
事業運営組織	組織体制は、上下水道部(公営企業)に経営課と施設課の2課を配置しています。経営課は経営管理係、料金係の2係、施設課は給排水普及係、水道工務係、下水道工務係、施設管理係、水質検査係の5係を配置しています。 令和6年度から、浄化槽事業(特定地域生活排水処理事業)に地方公営企業法を全部適用しました。

(2)民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽保守点検(年4回)、浄化槽清掃(年1回)をそれぞれ民間事業者へ委託しています。 平成19年3月にPFI事業導入を決定し、平成19年度から平成28年度までの10年間、市営浄化槽の整備を進めました。その後は、指定工事店制度により引き続き浄化槽の整備を行っています。
	イ 指定管理者制度	実施していません。
	ウ PPP・PFI	実施していません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	実施していません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	実施していません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙「令和4年度の経営比較分析表」のとおり。

2. 将来の事業環境（新規項目）

(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は、国立社会保障人口問題研究所が公表した「日本の地域別将来人口推計(令和5(2023)年推計)」の人口予測値を基に推計しています。

(処理区域内人口) 令和5年度 15,347人 ⇒ 令和8年度 14,430人

(水洗化人口) 令和5年度 7,065人 ⇒ 令和8年度 6,990人

(2) 有収水量の予測

「宮古市生活排水処理基本計画」に基づく浄化槽の整備により、有収水量は、増加する見通しです。

(有収水量) 令和5年度 391,719m³ ⇒ 令和8年度 404,300m³

(3) 使用料収入の見通し

浄化槽の整備(基数増)により、使用料収入は、増加する見通しです。

(使用料収入) 令和5年度 62,716千円 ⇒ 令和8年度 72,730千円

(4) 施設の見通し

平成29年度から令和5年度まで395基の浄化槽を整備しました。

令和6年度は50基、令和7年度、8年度は年間40基の整備を見込んでいます。

(5) 組織の見通し

現行体制の維持を図りつつ、職員の異動等があっても技術や専門知識の継承が行えるよう、業務の見える化や研修の充実などを図り、組織力強化に取り組めます。

3. 経営の基本方針

本市の浄化槽事業は、平成18年9月に「浄化槽市整備推進事業計画」により、市が浄化槽の設置、維持管理を行うことを決定し、平成19年3月にはPFI事業の導入を決定しました。

平成19年度から平成28年度までPFI事業による浄化槽の整備を進め、1,175基の浄化槽を設置しました。

平成29年度から指定工事店制度により引き続き浄化槽の整備を進めており、市民の生活環境の改善や公共用水域の水質保全に取り組んでいます。

宮古市総合計画(後期基本計画:令和7年3月)において、基本施策の一つである「安全で快適な生活環境づくり」に取り組む施策として、「8. 下水道環境の向上」を掲げ、これを実施するために、「公共下水道、集落排水処理施設の整備・更新」、「浄化槽の整備」、「水洗化の促進」、「雨水浸水対策の推進」の4つの事業を展開することとしています。

これらを踏まえ、将来にわたり安定した浄化槽事業を継続するため、基本方針を以下のとおりとします。

【1. 施設の機能維持】

・「宮古市循環型社会形成推進地域計画」に基づき、計画的に浄化槽を整備します。

【2. 経営基盤の強化】

- ・経営基盤の強化を図り、汚水処理事業の安定化に取り組みます。
- ・国庫補助金、地方債、一般会計繰入金の財源の確保を図ります。
- ・研修等により、職員の能力向上に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	「宮古市循環型社会形成推進地域計画」に基づき、平成29年度から令和8年度までの10年間で520基の浄化槽を整備します。
-----	---

○投資の目標に対する事項

年間40～65基の浄化槽整備を見込んでおり、適切な汚水処理を推進します。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道使用料の水準と体系を維持するとともに、一般会計からの繰入金を財源に、経営の健全化を図ります。
-----	---

○補助金、企業債に関する事項

国庫補助金を活用し、企業債は、原則として起債対象額の全額に充当します。

○下水道使用料に関する事項

現行の使用料体系を維持した使用料収入を見込んでいます。

使用料収入は、将来の人口推計値を基に算定しています。

○一般会計からの繰入金に関する事項

総務省が定める地方公営企業繰出基準に基づき、毎年度の予算において調整を図ります。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○維持管理に関する事項 ・浄化槽整備基数の増加に伴い、修繕費、委託費の増加を見込んでいます。 ○企業債元利償還金に関する事項 ・浄化槽整備基数の増加に伴い、支払利息、元金還金ともに増加を見込んでいます。一部の企業債は、償還が終了します。
--

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	実施していません。
投資の平準化に関する事項	年間40～65基の整備計画により、整備費用の平準化を図っています。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	平成19年度から行ってきたPFI事業による浄化槽整備は、平成28年度で終了しました。 平成29年度からは、指定工事店制度により整備しています。
その他の取組	実施していません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	平成16年度以降、消費税率の変更に伴う場合を除き、使用料の改定は行っていません。 令和6年度から、地方公営企業法を適用しており、経営への影響を分析してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	実施していません。
その他の取組	実施していません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、 指定管理者制度、PPP/PFIなど)	浄化槽保守点検(年4回)、浄化槽清掃(年1回)を民間事業者へ委託しています。
職員給与費に関する事項	事業規模に応じた適正な人事配置に努めます。
動力費に関する事項	該当ありません。
薬品費に関する事項	該当ありません。
修繕費に関する事項	定期点検により、早期に修繕を行い、修繕費用の削減を図ります。
委託費に関する事項	委託内容の見直しや事業の効率化による経費削減について検討します。
その他の取組	地方公営企業法の適用により、経営状況、資産状況を的確に把握し、計画的な経営基盤の強化につなげます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	PDCAサイクル(計画PLAN - 実行DO - 検証CHECK - 改善ACTION)により事後検証を行い、次期経営戦略(令和8年度策定)に活かしていきます。
-------------------------	--

経営比較分析表（令和4年度決算）

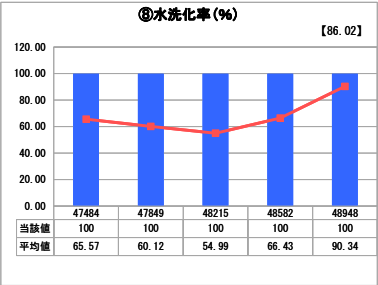
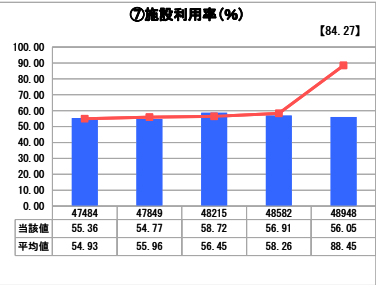
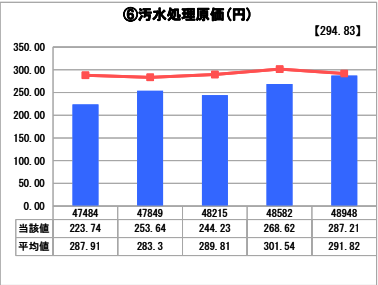
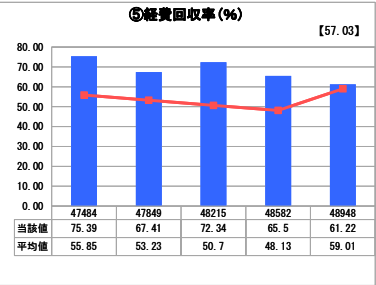
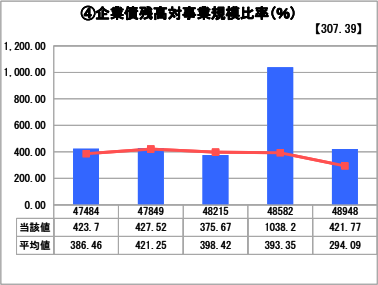
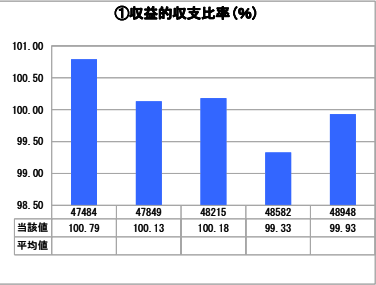
岩手県 宮古市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	9.64	100.00	3,080

人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
48,038	1,259.15	38.15
処理区域内人口(人)	処理区域面積(k㎡)	処理区域内人口密度(人/k㎡)
4,577	1,246.00	3.67

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和4年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
費用に対する収益の割合を表す指標です。R04はやや改善したものの、100%を下回っている状況です。更なる費用の削減等経営改善に向けた取組が必要です。

④企業債残高対事業規模比率
使用料収入に対する企業債残高の割合を表す指標です。R04は企業債残高が増加したことから、類似団を上回っています。

⑤経費回収率
経費をどの程度使用料収入で賄えているかを表した指標です。100%未満となっていますが、類似団体より高い割合で経費を回収している状況が続いています。

⑥汚水処理原価
汚水1㎡当たりの処理費用を表す指標です。R04は増加しましたが、類似団体より低く抑えられています。

⑦施設利用率
施設の処理能力に対する処理水量を表す指標で、施設の利用状況等を表す指標です。R04は処理能力が増加したことから減少しました。類似団体に比べても低い割合となっています。

⑧水洗化率
水洗便所を設置している人口の割合を表した指標です。各年度とも100%で類似団体より高い割合となっています。

2. 老朽化の状況について

③管渠改善率
該当数値はありませんが、設置後10年程度経過した浄化槽は、経年劣化により機器等の修繕が発生しています。浄化槽はH19に市営に移行しており、年々修繕費が増加しています。

全体総括

使用料収入だけでは維持管理費等を賄えないため、一般会計からの繰入金を充てています。経費回収率、水洗化率が類似団体より高い割合となっていることや、汚水処理原価が類似団体より低いことなどから、類似団体との比較では良好な経営状況にありますが、維持管理経費が増加傾向にあることから、その削減に努め経営の安定を図ることが必要です。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

特定地域生活排水処理事業(浄化槽)(宮古市)

(単位:千円, %)

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分													
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	58,525	68,870	77,921	94,793	109,073	114,459	125,269	136,983	149,118	164,664	169,918
		(1) 営 業 収 益 (B)	43,092	48,537	53,720	56,860	59,667	66,253	66,384	67,499	62,716	63,728	65,321
		ア 料 金 収 入	43,092	48,537	53,720	56,860	59,667	66,253	66,384	67,499	62,716	63,727	65,320
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
		ウ そ の 他									1	1	1
		(2) 営 業 外 収 益	15,433	20,333	24,201	37,933	49,406	48,206	58,885	69,484	86,402	100,936	101,945
		ア 他 会 計 繰 入 金	10,736	16,751	21,313	34,990	46,376	44,833	56,498	66,654	84,101	100,936	101,945
		イ そ の 他	4,697	3,582	2,888	2,943	3,030	3,373	2,387	2,830	2,301		
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	58,866	68,059	71,810	82,906	95,857	98,770	108,369	117,403	110,066	133,136	137,034
		(1) 営 業 費 用	51,594	60,675	64,284	75,424	88,510	91,587	101,343	110,259	102,755	125,631	129,400
		ア 職 員 給 与 費											
		ウ ち 退 職 手 当											
		イ そ の 他	51,594	60,675	64,284	75,424	88,510	91,587	101,343	110,259	102,755	125,631	129,400
		(2) 営 業 外 費 用	7,272	7,384	7,526	7,482	7,347	7,183	7,026	7,144	7,311	7,505	7,634
		ア 支 払 利 息	7,158	7,274	7,393	7,380	7,282	7,149	6,991	7,102	7,269	7,505	7,634
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
		イ そ の 他	114	110	133	102	65	34	35	42	42		
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		△ 341	811	6,111	11,887	13,216	15,689	16,900	19,580	39,052	31,528	30,232
資 本 的 収 支	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	165,192	135,998	88,812	87,129	73,127	63,414	75,103	69,345	53,519	66,300	53,240
		(1) 地 方 債	47,200	41,100	43,300	50,400	48,500	38,900	45,800	42,200	32,100	38,000	30,400
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
		(2) 他 会 計 補 助 金	70,614	35,699	10,708	9,110	3,124	2,167	702	1,302	499		
		(3) 他 会 計 借 入 金											
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	25,526	40,098	22,568	16,093	11,575	14,709	19,067	17,536	14,042	19,800	15,840
		(6) 工 事 負 担 金	21,852	19,101	12,236	11,526	9,928	7,638	9,534	8,307	6,878	8,500	7,000
		(7) そ の 他											
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	165,827	135,998	95,972	98,374	86,204	78,894	92,844	89,063	75,355	91,921	79,704
		(1) 建 設 改 良 費	161,591	131,675	88,812	87,231	73,127	63,414	75,103	69,387	53,519	67,612	53,000
		ウ ち 職 員 給 与 費											
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,236	4,323	7,160	11,143	13,077	15,480	17,741	19,676	21,836	24,309	26,704
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
		(5) そ の 他											
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 635	0	△ 7,160	△ 11,245	△ 13,077	△ 15,480	△ 17,741	△ 19,718	△ 21,836	△ 25,621	△ 26,464
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			△ 976	811	△ 1,049	642	139	209	△ 841	△ 138	17,216	5,907	3,768
													604

投資・財政計画
（収支計画）

特定地域生活排水処理事業（浄化槽）（宮古市）（単位：千円，％）

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分													
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)		1,355	379	1,190	141	783	922	1,131	290	152	17,368	22,933	25,435
前年度繰上充入金 (M)													
収益的支出に充てた地方債 (N)													
収益的支出に充てた他会計借入金 (O)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)		379	1,190	141	783	922	1,131	290	152	17,368	23,275	26,701	26,039
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (Q)													
実 質 収 支 (P)-(Q)	黒 字 (R)	379	1,190	141	783	922	1,131	290	152	17,368	22,933	25,435	23,810
	赤 字 (S)												
赤 字 比 率 ($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		92.7	95.1	98.7	100.8	100.1	100.2	99.3	99.9	113.1	104.6	102.2	100.2
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (T)													
営 業 収 益 ー 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (U)		43,092	48,537	53,720	56,860	59,667	66,253	66,384	67,499	62,716	63,728	65,321	66,954
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((T)/(U)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (V)													
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (W)													
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (X)													
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((V)/(X)×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (Y)													
地 方 債 残 高 (Z)		490,120	526,897	563,037	602,294	637,717	661,137	689,196	711,720	721,984	735,675	739,371	741,158

○他会計繰入金（単位：千円）

年 度		27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
区 分													
収 益 的 収 支 分		10,736	16,751	21,313	34,990	46,376	44,833	56,498	66,654	84,101	53,195	53,195	53,195
	うち基準内繰入金		4,959	14,553	18,523	26,098	22,629	24,732	26,778	29,105	30,000	30,000	30,000
	うち基準外繰入金	10,736	11,792	6,760	16,467	20,278	22,204	31,766	39,876	54,996	23,195	23,195	23,195
資 本 的 収 支 分		70,614	35,699	10,708	9,110	3,124	2,167	702	1,302	499	0	0	0
	うち基準内繰入金	9,288	4,538	1,058	1,085	352	149						
	うち基準外繰入金	61,326	31,161	9,650	8,025	2,772	2,018	702	1,302	499			
合 計		81,350	52,450	32,021	44,100	49,500	47,000	57,200	67,956	84,600	53,195	53,195	53,195